

公安委員会
説明資料No. 1

犯罪被害者等給付金の裁定（高知県）に対する
審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成24年9月13日
給与厚生課

(略)

公安委員会 説明資料No. 2	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について	平成24年9月13日 保安課
--------------------	---	-------------------

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要

(1) 風営法第2条第1項第4号の政令で定めるダンスの教授に関する講習の実施主体に係る規定の見直し（令第1条）

風営法第2条第1項第4号の「政令で定めるダンスの教授に関する講習」の実施主体について、「社団法人全日本ダンス協会連合会…又は財団法人日本ボールルームダンス連盟…」から「ダンスの教授に関する講習の実施に関する業務を適正かつ確実に実施することができる」と認められる法人」に改める。

(2) 風営法第2条第1項第4号の政令で定める者として国家公安委員会に推薦する主体に係る規定の見直し（令第1条の2）

風営法第2条第1項第4号の「政令で定める者」に関し、国家公安委員会に推薦する主体を「社団法人全日本ダンス協会連合会又は財団法人日本ボールルームダンス連盟」から「（国家公安委員会により）指定された講習を行う法人」に改める。

(3) その他

- この政令は、公布の日から施行する。
- その他所要の経過措置を規定する。

（注）風営法第2条第1項第4号は、「ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業」を風俗営業として掲げる一方、「客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業」を風俗営業から除外している。

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案の概要

1の風営法施行令の改正を受け、ダンスの教授に関する講習の指定の基準等に関する事項について所要の変更を加える。

3 意見公募手続の実施

政令及び規則の改正案について、平成24年9月14日（金）から10月13日（土）までの30日間、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条の規定に基づき、その概要を公示し、広く一般の意見を求める。

1 第180回国会における法案審議状況

(1) 当庁所管法案

法 案 名		審 議 状 況
不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律案	閣法(180-37)	3/30 成立 3/31 公布(法審号12)
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案	閣法(180-46)	7/26 成立 8/ 1 公布(法審号53)
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案	衆法(180-13)	6/15 成立 6/22 公布(法審号34)

(2) 主な当庁関連法案

法 案 名		審 議 状 況
海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案	閣法(180-45)	8/29 成立 9/ 5 公布(法審号71)
新型インフルエンザ等対策特別措置法案	閣法(180-58)	4/27 成立 5/11 公布(法審号31)
死因究明等の推進に関する法律案	衆法(180-12)	6/15 成立 6/22 公布(法審号33)
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	参法(180-11)	3/27 成立 3/31 公布(法審号10)

2 第180回国会における当庁に対する主な質問項目(法案審議を除く。)

- 大津市のいじめ問題に関する警察の対応について
- 在日本中国大使館員による外国人登録虚偽申請事件について
- 香港活動家等の尖閣諸島上陸事件について

1 開催日時

平成24年9月7日(金) 午前9時00分から午後6時00分まで

2 開催場所

日本武道館

3 大会結果

(1) 柔道優勝者 (全体183名 : 男子161名、女子22名)

区分	所属	階級	氏名	年齢	備考
男子	無差別	富山県警	巡查部長		
	100kg級	福岡県警	巡查長		
	90kg級	愛知県警	巡查		
	81kg級	兵庫県警	巡查部長		3回優勝
	73kg級	兵庫県警	巡查部長		
	66kg級	警視庁	巡查長		2回優勝
女子	63kg超級	兵庫県警	巡查部長		7回連続優勝
	63kg以下級	兵庫県警	巡查		

(2) 剣道優勝者 (全体170名 : 男子122名、女子48名)

区分	所属	階級	氏名	年齢	備考
男子	神奈川県警	警部補			3回連続の4回優勝
女子	大阪府警	巡查			2回連続優勝

4 今後の大会予定

- 10月22日(月) 全国警察柔道大会 (団体戦)
- 10月23日(火) 全国警察剣道大会 (団体戦)
- 11月20日(火) 全国警察逮捕術大会及び全国警察拳銃射撃競技大会

※ 氏名、年齢は省略

1 経緯

- アフガニスタンの治安回復のためには、アフガニスタンの軍や警察の能力向上への支援が国際的な課題であるところ、トルコは、同国シヴァス市に所在する「シヴァス警察訓練センター」において、アフガニスタン警察官合計1,000名に対する6か月の訓練を2回に分けて行うこととし、我が国に対して柔道訓練支援を要請。
- 我が国警察は、昨年7月から実施された第1回訓練において、警視庁警察官6名をJICA短期派遣専門家として派遣し、柔道訓練を実施。
- アフガニスタン警察官に対して柔道訓練を行うとともに、警察官としての規律や職業倫理も教え、トルコ警察も日本警察の支援を感謝。
- 本年5月、トルコから第2回アフガニスタン警察官訓練への柔道講師派遣要請を受け、今次派遣に至ったもの。

2 支援内容

(1) トルコにおける第2回アフガニスタン警察官訓練の概要

- 第1回訓練と同様に、トルコ警察が、「シヴァス警察訓練センター」において、アフガニスタン警察訓練生約500名を対象として実施するもの。
- 第2回訓練は、本年9月3日から6か月間実施され、訓練生は、訓練終了後、巡査に任命。

(2) アフガニスタン警察官に対する柔道訓練の概要

ア 訓練期間等

- 9月24日から12月8日までの11週間
- オリエンテーション2時限及び実技訓練42時限

イ 柔道講師の派遣

- 警視庁から6名をJICA短期派遣専門家として派遣。
- 1時限に約70名(2クラス分)のアフガニスタン警察官を指導。
- 派遣期間は89日間(出国:9月17日、帰国:12月14日)

1 現状

(1) 検挙件数

- 出会い系サイトに起因する事犯の検挙件数は448件(前年同期比-49件、-9.9%)
- コミュニティサイトに起因して児童が犯罪被害に遭った事犯の検挙件数は599件(前年同期比-127件、-17.5%)。

1 頁

4 頁

(2) 被害児童数

- 出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童は124人(前年同期比-9人、-6.8%)。被害の多い罪種は、児童買春が74人(全体の59.7%)
- コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童は509人(前年同期比-37人、-6.8%)。被害の多い罪種は、青少年保護育成条例違反が273人(全体の53.6%)。

5 頁

(3) 被害児童の年齢

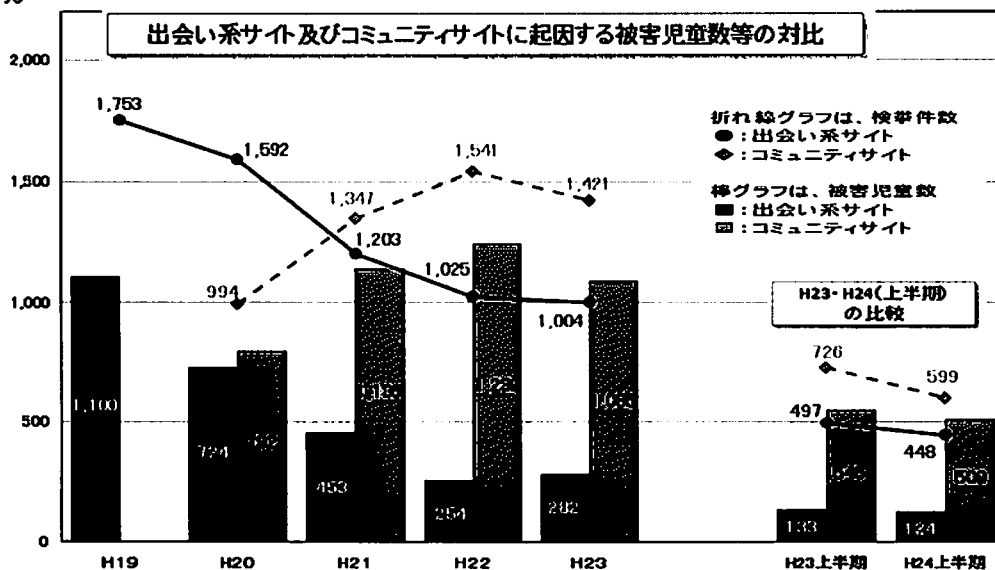
- 出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童で15歳以下は48人(全体の38.7%)。
- コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童で15歳以下は255人(全体の50.1%)。

6 頁

(4) 被害児童数の推移

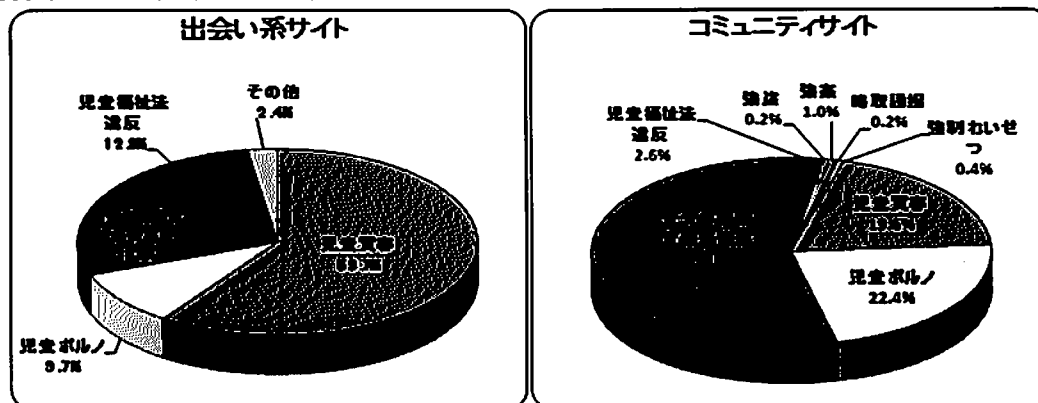
- 出会い系サイトにおける禁止誘引違反者の検挙や無届サイトの取締り等により、出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童数は前年同期比で減少し、長期的に見ても減少傾向。
- コミュニティサイト事業者等に対するミニメール内容確認の推進や実効性のあるゾーニングの促進等により、平成22年まで増加の一途を辿っていたコミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童数は、平成23年初めて減少に転じ、今期も引き続き減少。

(件・人)



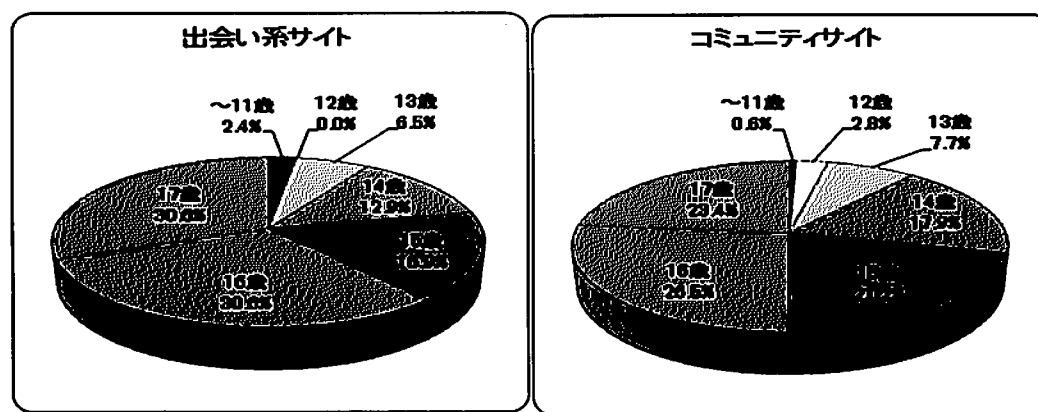
2 出会い系サイトとコミュニティサイトの児童被害状況の比較 【罪種別の被害児童数の割合】

5 項



【年齢別の被害児童数の割合】

6 項



3 今後の対策

(1) 出会い系サイト対策

- 禁止誘引行為等の書き込み違反者に対する取締りの継続
- 悪質出会い系サイト事業者に対する取締り等の徹底

(2) コミュニティサイト対策

- サイト事業者の規模、態様及び児童被害等防止に向けた取組状況に応じた、ミニメール内容確認等サイト内監視体制の強化促進

- 関係省庁、事業者及び関係団体等と連携した対策の継続

- ・ 更なるフィルタリングの普及徹底
- ・ 実効性あるゾーニングの更なる推進

※ 「ゾーニング」～サイト内において悪意ある大人を児童に近づけさせないシステム。

年齢等成りすましを防止するため、携帯電話事業者の保有する契約者年齢情報を活用したゾーニングが有用。一部の携帯電話事業者とコミュニティサイト事業者が、年齢情報を活用したシステムを導入。

- EMAへの情報提供によるサイトの厳格な認定監視等の継続

※ 「EMA(エマ)」～一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

【Content Evaluation and Monitoring Association】

青少年を違法・有害情報等から保護し、健全育成する観点から、コミュニティサイトを認定・監視し、啓発教育を促進するための、有識者からなる第三者機関。平成20年4月設立。

- 児童・保護者・学校関係者等に対する広報啓発と情報共有
- 新たなコミュニケーションサービスに対する対応の検討

(※ 別紙省略)

1 改正海上保安庁法の可決

我が国周辺海域における外国船舶による領有権主張活動の活発化等、近年の情勢の変化に鑑み、海上保安官による遠方離島における犯罪対処に関する規定の整備等を内容とする改正海上保安庁法が先の通常国会において可決された（本年9月25日施行）。

2 対象となる離島の告示

(1) 対象となる離島の基準

次の①及び②を満たす離島（別添1、2参照）

- ① 警察官が警察用船舶又は警察用航空機の利用その他の方法により迅速に臨場して事案に対処することが著しく困難な離島であること。
- ② 警察本部、警察署、交番その他の派出所又は駐在所のいずれも存在しない離島であること。

(2) 離島の告示（本年9月14日予定。別添3参照）

- (1)の離島につき、海上保安庁長官と警察庁長官による共同告示。
- 離島の名称を掲げるのではなく、緯度及び経度により複数の点を規定し、これらの点を結んだ区域内に存する離島として表す。

3 対処の手續等に係る協定（海上保安庁と協議中）

(1) 目的

2の離島における、海上保安官による犯罪への対処及び司法警察職員としての職務執行に関する必要な手續等につき海上保安庁長官と警察庁長官との間で定めるもの。

(2) 主な内容

事件認知時の通報、警察からの協力要請、捜査の引継ぎ 等

4 今後の予定

改正法の施行に向け、海上保安庁と3の対処の手續等について協議を進め、都道府県警察に対し必要な指導を実施。

本年8月30日から9月7日にかけて、福岡県北九州市において、飲食店経営者等を対象とした殺人未遂事件が連続して発生。福岡県警察では、暴力団による犯行を視野に入れて捜査中。

【第1事件】

1 発生日時

平成24年8月30日 (木) 午前2時10分頃

2 発生場所

北九州市

3 被害者

(44歳)

4 事案の概要

被害者が店を閉めてビル1階に降りたところ、近づいてきた男に声を掛けられたため振り向くと、刃物様のもので顔面を切り付けられ、更に腰部を刺されたもの。

【第2事件】

1 発生日時

平成24年9月1日 (土) 午前1時30分頃

2 発生場所

北九州市

3 被害者

(55歳)

4 事案概要

被害者がマンション居室の玄関を開けようとした際、男にいきなり刃物様のもので顔面及び腹部を切り付けられたもの。

【第3事件】

1 発生日時

平成24年9月7日 (金) 午前0時55分頃

2 発生場所

北九州市

3 被害者

(1) (35歳)

(2) (40歳)

4 事案概要

女性が自宅マンション前にてタクシーを下車したところ、後方から来た男にいきなり刃物様のもので顔面等を切り付けられ、更に止めに入ったタクシー運転手も顔面等を切り付けられたもの。

公安委員会	F A T F 対日審査フォローアップ	平成24年9月13日
説明資料No. 9	への対応について（第4回報告）	犯罪収益移転防止管理官

1 経緯

平成20年に実施されたF A T F 対日審査において指摘を受けた勧告のうち、「不履行」又は「一部履行」の評価を受けたものについて、審査後の改善状況の報告を求められ、6月のF A T F 全体会合で第3回報告を行ったところ、「顧客管理」に関し、「日本と事務局で多くの見解の相違が存在するため、次回10月の全体会合に向け日本と事務局で再度議論する必要がある」旨が決定された。

同決定を受けたF A T F 事務局との協議（※）を経て、今回、別添のとおり第4回報告を行うもの。

2 第4回報告の概要

10月のF A T F 全体会合で、「顧客管理」に関し、警察庁関係では、改正犯罪収益移転防止法及び同政省令の着実な施行を通じて「顧客管理」を進めていく旨を、金融庁関係では、監督指針等を改正する旨を報告し、引き続き加盟国及び事務局に対し、我が国の方針についての理解を求めていくもの。

※ なお、本年9月3日（月）、フランス・パリのF A T F 事務局において、事務レベル協議を行ったところ、以下のとおり。

- 最大の懸案であった「マネロン・テロ資金供与の疑いがある場合」の解釈等について、我が国の取組に一定の理解が得られた。
- 「真の受益者」の自然人に至る確認及び「継続的顧客管理」について、F A T F 基準で求められている要件が法令で明示的に規定される必要があるとのF A T F 事務局の指摘を受けた。

1 実施期間

平成24年9月21日（金）から同月30日（日）までの10日間

2 主催

内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市町村、(財)全日本交通安全協会・自動車安全運転センター等13団体

3 運動の目的、運動重点等

広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

(1) 運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

(2) 全国重点

○ 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）

○ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○ 飲酒運転の根絶

(3) 地域重点

地域の交通事故実態等に即して必要があるときは定める。

4 今回の運動の主な特徴

運動の基本に関する推進項目に「通学路等における幼児・児童の安全の確保」を追加

○ 安全に通学路等を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育、広報啓発の促進

○ 通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動の徹底

○ スクールゾーンや通学路等の幼児・児童の安全な通行を確保するための交通安全総点検による危険箇所の把握と対策の促進

5 都道府県警察における取組事例

(1) 小学生、管轄警察署長、道路管理者等による通学路

の安全対策パネルディスカッションの開催 【神奈川県警察】

(2) 高齢者を対象とした自転車免許証制度講習会の開催 【栃木県警察】

(3) 反射材フェアの開催 【北海道警察】

(4) チャイルドシート着用推進モデル幼稚園・シート

ベルト着用推進モデル事業所の指定 【三重県警察】

(5) 飲酒運転根絶総決起大会の開催 【宮城県警察】